

**土壤汚染対策法第12条に基づく形質変更時要届出区域内に
おける土地の形質の変更の届出の手引き**

令和5年3月
尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課

1 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第12条の規定により、法第11条第1項の規定により指定された形質変更時要届出区域内で、土地の形質の変更を行う場合、届出が必要になる場合があります。

届出の対象となる行為を行う場合は、以下の内容に沿って届出してください。

なお、汚染土壌を区域外へ搬出（自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間移動も含む）する場合は法第16条の規定により別途届出が必要となります。詳細は「土壤汚染対策法第16条に基づく汚染土壌の区域外搬出の届出について」をご覧ください。

(1) 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更する行為です。「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。ただし、以下の①、②に示す通常管理行為等については、例外として届出対象外となります。

① 以下のいずれにも該当しない行為

ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10㎡以上であり、かつ、その深さが50cm以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ウにおいて同じ。）がない旨の尼崎市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1m浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10㎡未満であり、その深さが3m以上（イの尼崎市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより1m浅い深さ以上）であること。

エ 他の自然由来等形質変更時要届出区域や一の土壤汚染状況調査によって指定された他の区域に土壌を搬出すること又はそれらの区域から土壌を搬入すること。

② 土壤汚染の状況を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、汚染の拡散を引き起こさない方法で行うもの。

(2) 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者等の関係では、開発事業者等がこれに該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

(3) 届出の期限

届出書の提出は、原則、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の**14日前まで（中14日以上）**に行う必要があります。ただし、「形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為」及び「非常災害のための応急措置として行う行為」については、その指定の日及び、当該土地の形質の変更をした日から14日以内に届出を行ってください。

(4) 土地の形質の変更の施行方法に関する基準

土地の形質の変更の施行にあたっては、次の基準に適合する必要があります。

- ① 土壌溶出量基準不適合土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合、平成31年環境省告示第5号の基準に適合すること。
- ② 基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ 他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合（同一の土壌汚染状況調査で指定された区域のみ可能）は、それに伴い人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- ④ 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(5) 届出書類

- ① 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（様式第15）
- ② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
 - ・土地の形質を変更しようとする位置や深さを表示し、形質変更時要届出区域の範囲を明示してください。
- ③ 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 - ・実際に土地の形質変更を行う場所について、基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び深度を明示してください。
 - ・土壌汚染状況調査において、最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は、その深度及び特定有害物質の種類を明示してください。
- ④ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - ・施工フロー図等で土地の形質の変更の施行方法を具体的に示してください。
 - ・基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を明示してください。
 - ・土壌溶出量基準不適合土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の施行方法が平成31年環境省告示第5号で定める基準に適合しているかを確認し、必要に応じて、どのようにして当該基準に適合させているかを明記して下さい（平成31年環境省告示第5号への適合確認チェックリスト参照）。代表的な施行方法については、環境省が作成している「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」のAppendix12をご確認下さい。
 - ・形質変更時要届出区域内の土壌の仮置きを行う場合、その位置を明示してください。

※これらの図面は区域指定台帳に添付され、閲覧に供されます。
- ⑤ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
 - ・土地の形質の変更後の土地の利用方法が分かるようにしてください。
 - ・土地の形質の変更後に、基準不適合土壌や特定有害物質の飛散、揮散又は流出のおそれのないことが確認できるようにしてください。

（法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないことが確認できるようにしてください。）
- ⑥ 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで形質変更する場合
 - ・当該範囲の汚染状態を明らかにした図面
- ⑦ 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合
 - ・汚染状態が自然由来又は埋立て土砂由来であることを明らかにした書類
 - ・汚染状態を明らかにした図面

・自然由来等土壌を使用することについての土地の所有者等の同意書（届出者が土地所有者でない場合）

⑧ その他

環境保全対策等に関して、補足資料を添付してください。

2 土地の形質の変更の完了報告

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更（通常の管理行為等に該当し、法第12条第1項の規定による届出を要しない土地の形質の変更も含む。）を行った場合、土地の形質の変更後、速やかに土地の形質の変更完了報告書を提出してください。

(1) 報告者

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更を行った者

(2) 報告の期限

土地の形質の変更後、速やかに提出してください。

(3) 提出書類

① 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書（別記様式第4）

② 土地の形質の変更を行った場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

③ 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、断面図

- ・施工フロー図等で、実施した土地の形質変更の施行方法を具体的に示してください。
- ・基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講じた措置を明示してください。
- ・土壌溶出量基準不適合土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合、地下水位を管理し、かつ地下水の水質を監視しながら形質変更を行うこと等の講じた措置を明示してください。
- ・土地の形質変更届出の内容から変更がない場合は、その旨

④ 土地の形質の変更前及び終了後の形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

- ・実際に土地の形質変更を行った場所の土地の形質の変更前後における、特定有害物質ごとの汚染濃度、深度を明示してください。

⑤ 土地の形質の変更の終了後における当該土地の使用方法を明らかにした図面

⑥ 深度限定により試料採取等を行わなかった範囲まで措置を講じた場合

- ・当該範囲の汚染状態を明らかにした図面

⑦ 他の自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用した場合

- ・汚染状態が自然由来又は埋立て土砂由来であることを明らかにした書類
- ・汚染状態を明らかにした図面

⑧ その他

- ・環境保全対策等に関する補足資料等

<例>ア 工事写真（主に基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出防止措置に関するもの）

イ 排水・大気モニタリングの分析結果

ウ 汚染土壌の搬出を伴う形質変更にあつては、汚染土壌の処理が完了したことを証する書類

(処理報告書、土壌集計表等)

エ 掘削除去による指定解除を目指す場合にあつては、ウに加えて、管理票（B2）及び計量証明書を持参して下さい（窓口で確認後、返却します）。

提出・問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6305 FAX：06-6489-6300

E-mail：ama-kogai@city.amagasaki.hyogo.jp

様式第十五（第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

〇〇年〇月〇日

提出日を記載してください。
着手予定日の14日前まで（中14日以上）にご提出ください。

尼 崎 市 長 殿

届出者は「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

届出者 兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

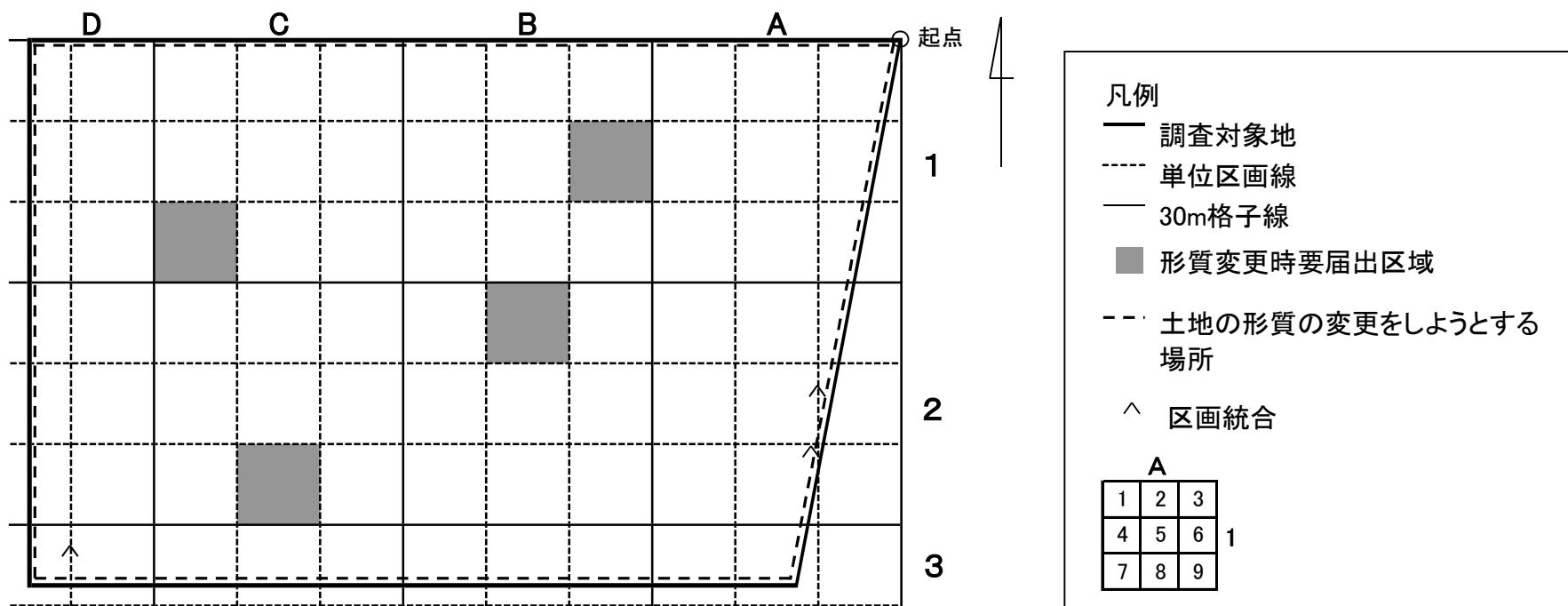
土壤汚染対策法第12条（第1項、~~第2項、第3項~~）の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	尼崎市〇〇町〇丁目〇番の一部（地番） （指-〇〇号）	
土地の形質の変更の種類	掘削、埋め戻し	
土地の形質の変更の場所	尼崎市〇〇町〇丁目〇番の一部 別紙〇のとおり	
土地の形質の変更の施行方法	別図〇のとおり	
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	〇〇年〇〇月〇〇日	
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	〇〇年〇〇月〇〇日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	別紙〇のとおり	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	別紙〇のとおり	
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果	別図〇のとおり
	分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	〇〇分析株式会社 （計量証明事業登録番号：〇〇第〇〇〇号）
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	尼崎市〇〇町〇丁目〇番の一部（地番）	

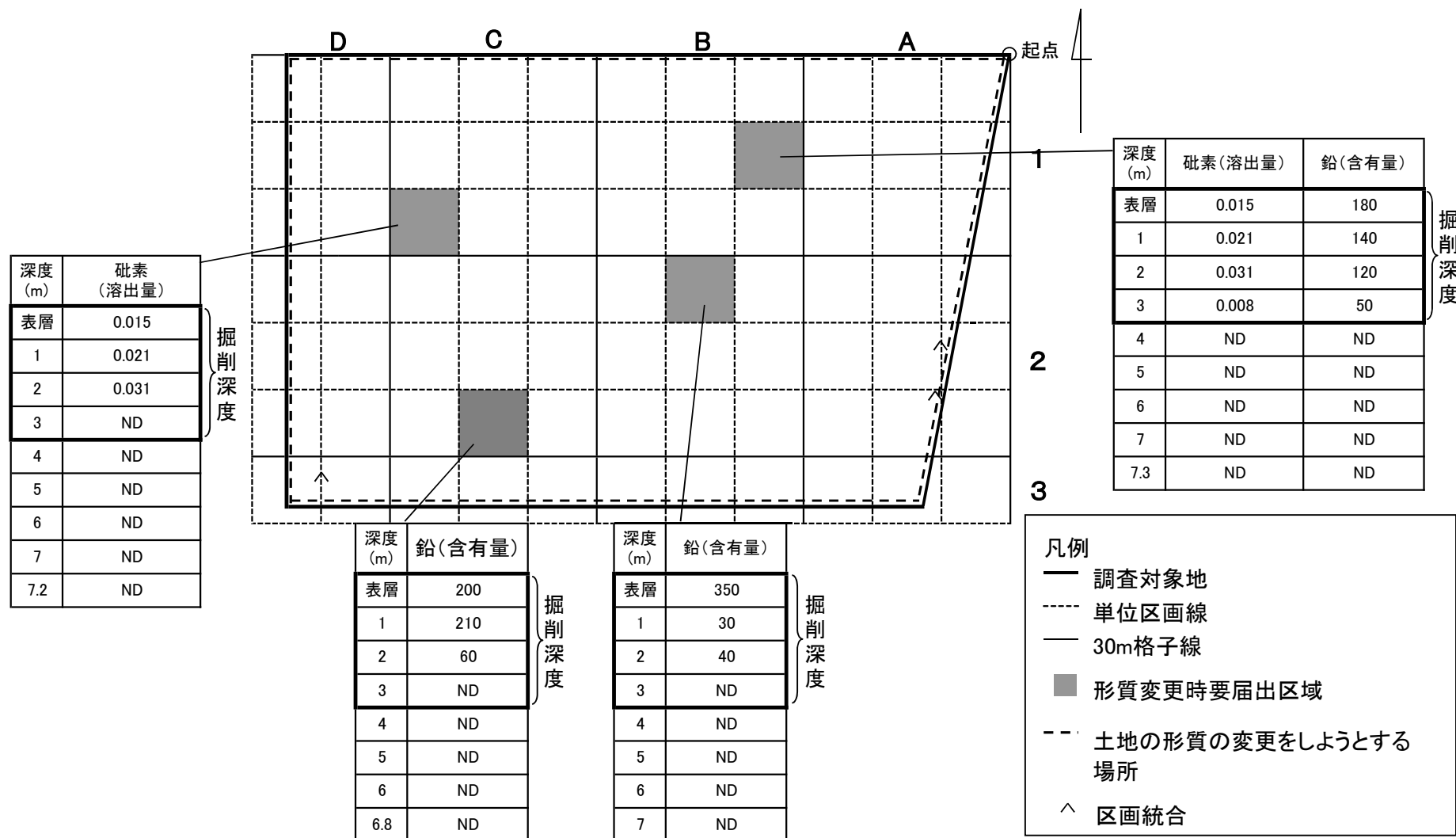
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

形質変更時要届出区域の所在地：尼崎市〇〇町△丁目□□番



土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面



※土壤汚染状況調査において、最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としていない場合は、その深度及び特定有害物質の種類を明示してください。
 なお、土壤汚染状況調査時の予定最大形質変更深さを超えて形質変更を行う場合は、別途調査が必要となります。

1 施工フロー

土地の形質の変更の施行方法について、施工手順や施工内容、汚染土壌の飛散・揮散・流出防止措置など、具体的に記入してください。

① 準備工

- ・仮囲いの設置
- ・汚染土壌運搬車の移動経路に敷鉄板を設置し、汚染土壌の飛散流出を防止する
- ・万一タイヤ等に汚染土壌が付着した場合は、回収し運搬車両に積み込む

② 土間撤去

- ・アスファルト、コンクリート土間の撤去

③ 土壌の掘削

- ・遮水鋼矢板を打設し、排水ポンプにより掘削深度より1m以上地下水位を下げる
- ・指定区域と区域外との境界付近を掘削する際は、バックホウのバケットで区域外から区域内方向へ土壌を掬うことで、区域外に汚染土壌が拡散しないようにする
- ・排水はノッチタンクに貯留し、分析により基準を確認した上で下水に放流する
- ・構造物を撤去する際は、区域内で付着した土壌を払い落とし、汚染土壌の拡散を防ぐ
- ・汚染土壌の飛散防止対策として散水を実施する
- ・特定有害物質が揮散する可能性がある場合には、大気モニタリングを行い、数値を確認しながら掘削を行う。また、作業期間中、その日の作業終了後には、掘削範囲をシート養生し、特定有害物質の揮散を防ぐ。

④ 埋め戻し

- ・埋め戻しには平成31年環境省告示第6号に記載の調査を行った土壌を使用する

埋め戻しに使用する土壌について記載してください

⑤ 基礎設置

⑥ 整地

- ・指定区域と区域外との境界付近を整地する際は、バックホウのバケットで区域外から区域内方向へ動かしながら整地し、区域外に汚染土壌が拡散しないようにする

⑦ アスファルト被覆

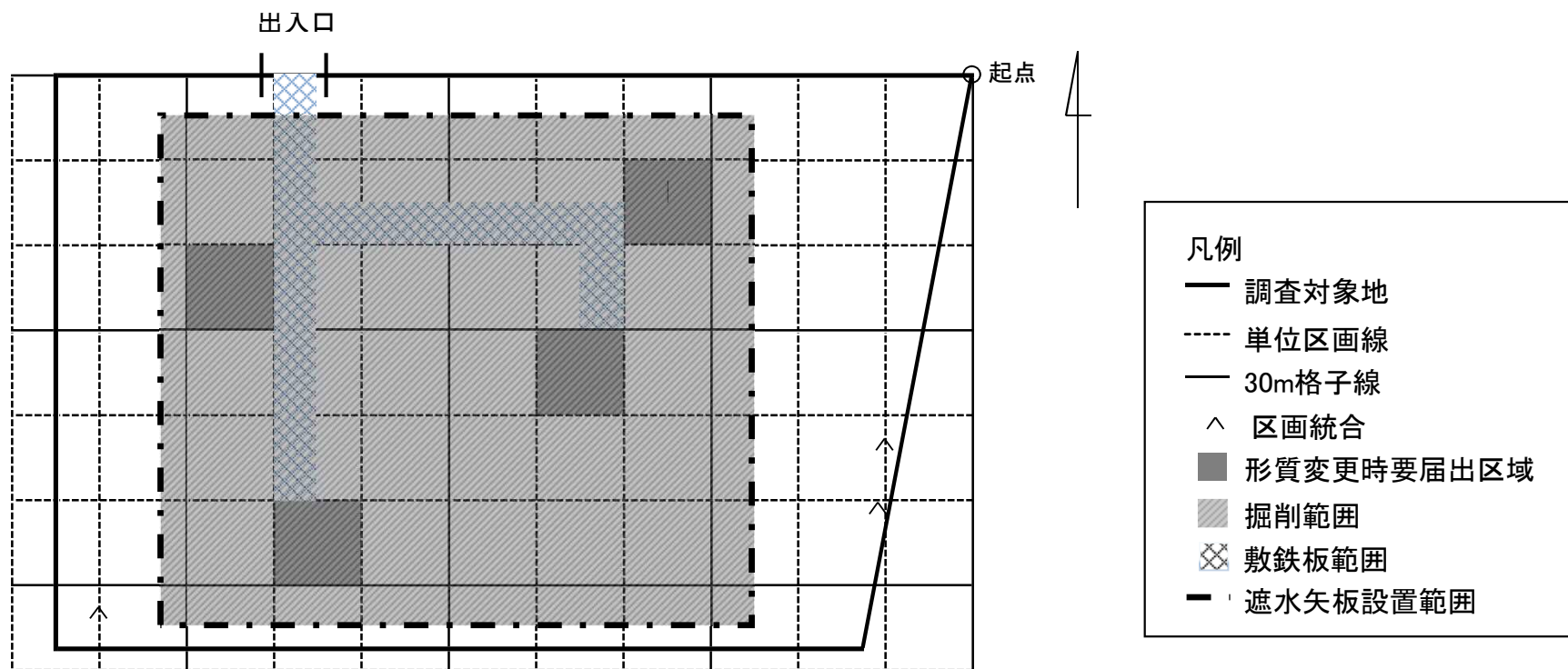
- ・厚さ3cm以上のアスファルトで表層を被覆する

2 汚染土壌の搬出の有無: 有 無

- ・別途、土壤汚染対策法第16条の届出予定

措置として被覆を行う場合は、厚さを明示してください
(アスファルトは3cm以上、コンクリートであれば10cm以上、盛土の場合は、告示第6号の調査済み土壌を仕切り材を入れた上で50cm以上盛土する必要があります)

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 (③ 土壌の掘削)



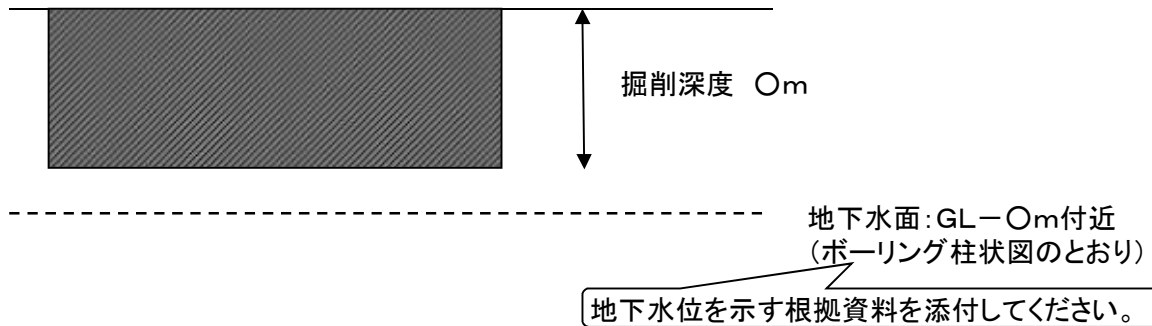
【環境保全対策】

土壌の飛散防止又は汚染処理の区域外への拡散を防止するための散水設備、防風ネット、敷鉄板の設置、運搬時のシート養生を行う。

土地の形質の変更フローで記載した施工方法及び飛散・揮散・流出防止措置の方法について示してください。

土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図 (③ 土壌の掘削) その2

例1: 地下水面より浅い範囲で土地の形質の変更を行う場合

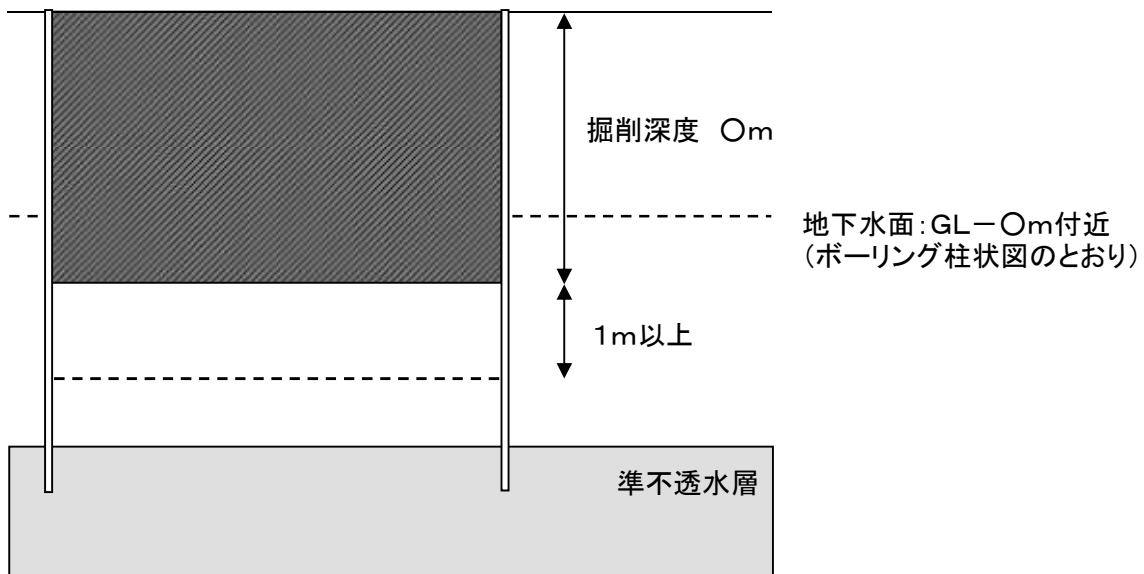


※掘削範囲は、地下水位よりも上方である。

万一地下水が湧出した場合は工事を中断し、工法を再検討の上、別途届出を行う。

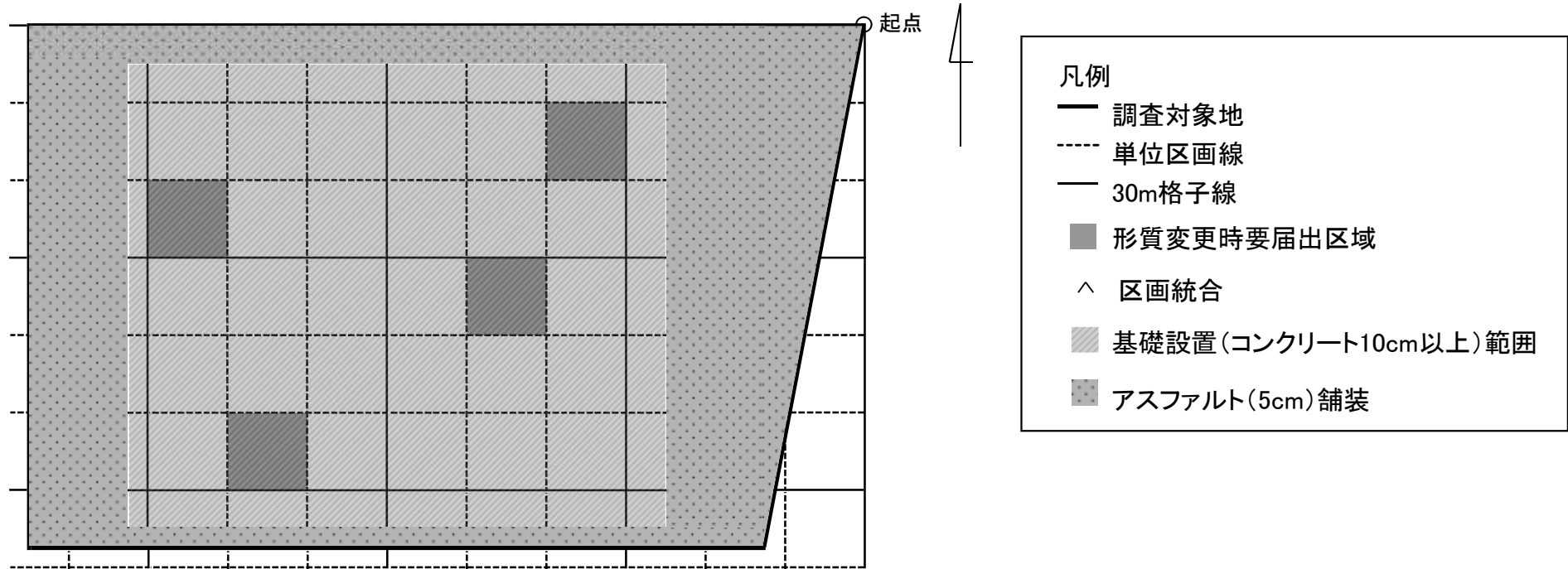
地下水が湧出した場合の対応についても記載してください。

例2: 地下水面以深まで土地の形質の変更を行う場合



※準不透水層まで遮水壁を設置し、地下水位を1m以上低下させたくうえで、掘削を行う。

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



施工中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

① 地下水汚染の拡大を確認

工事中は地下水のモニタリングを行い、地下水汚染の拡大に対し注意を払う。

② 工事の中断・尼崎市への連絡

水質や地下水位に異常が見られた、あるいは異常のおそれが明らかになった場合、直ちに工事を中断し、尼崎市に連絡する。

③ 原因の特定・対策の実施

応急対応として、揚水量を増やし、工事区画からの地下水流出を防止する。区域周縁には準不透水層までのシートパイルを打設し地下水汚染の拡大を防止する。
また、地下水汚染拡大の原因の究明を行い、必要な対策工事を行う。

④ 対策効果の確認

地下水モニタリングを続け、講じた対策の効果を確認する。汚染の拡大が収まらない場合は、原因の究明及びさらなる拡散防止対策を検討する。

⑤ 工事再開

地下水汚染の拡大が防止されたことを確認した後、工事を再開する。

⑥ 尼崎市に報告

地下水汚染の拡大が確認されてからの一連の対応について、市に報告する。

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

① 事前対策の実施

大雨や台風等の想定される場合、事前に現場パトロールを実施し、汚染土壌の掘削場所の崩壊や、掘削後仮置きしている汚染土壌が流出しないよう措置を講じる。

② 事故、災害その他の緊急事態が発生

非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないか、当該事態に伴う汚染の拡散がないかを確認する。
また、緊急時連絡体制に従い、関係者に連絡する。

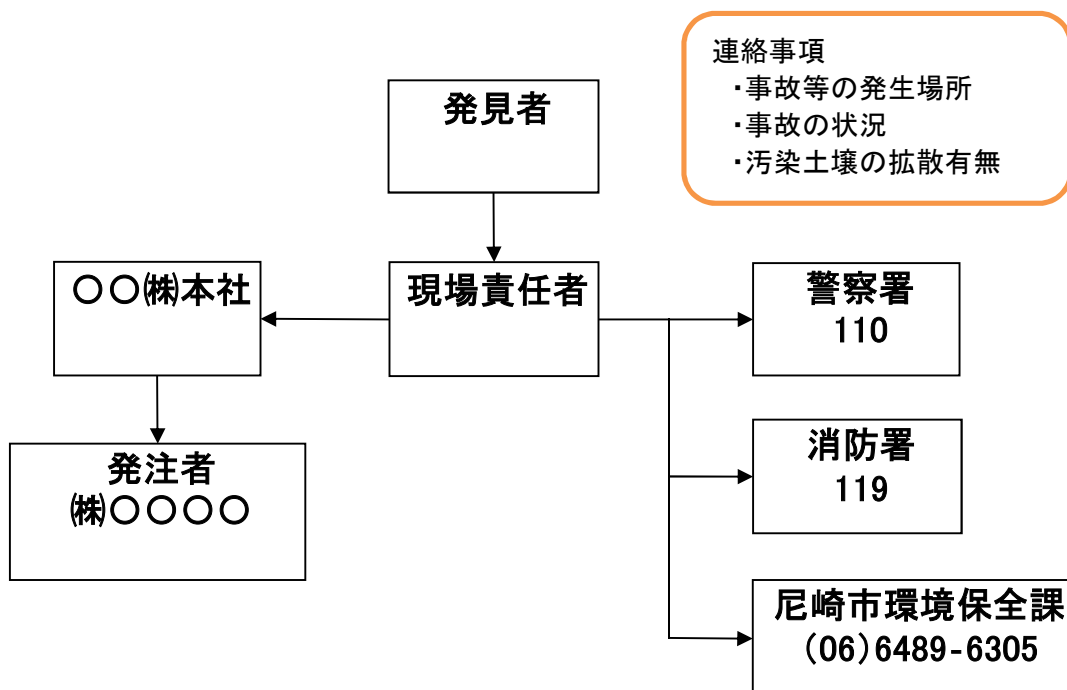
③ 修復、対策の実施

措置に係る構造物や設備等に損壊があった場合、速やかに修復する。また、汚染の拡散があった場合には必要な対策を講じる。

④ 尼崎市に報告

非常災害等の緊急事態が生じてからの一連の対応について、市に報告する。
また、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った場合は、完了後14日以内に届出を提出する。

緊急連絡体制



別記様式第3

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書

提出日を記載してください。

〇〇年〇月〇日

尼 崎 市 長 殿

報告者は「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」を提出した者です。

兵庫県尼崎市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

年 月 日付で届け出た形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更が完了しましたので、次のとおり報告します。

形質変更時要届出区域の所在地	尼崎市〇〇町〇丁目〇〇番の一部（地番表示） （指-〇〇号）
土地の形質の変更の種類	掘削、埋め戻し
土地の形質の変更の場所	尼崎市〇〇町〇丁目〇〇番の一部 別紙〇のとおり
土地の形質の変更の施行方法	別図〇のとおり
土地の形質の変更の着手日	〇〇年〇月〇日
土地の形質の変更の完了日	〇〇年〇月〇日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。